

26 日 獣 発 第 11 号

平成 26 年 4 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の 一部改正について

このことについて、平成 26 年 4 月 1 日付け 25 消安第 6223 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添①のとおり通知がありました。併せて、同日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班から別添②のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物を除く非反すう動物及び魚介類に由来する肉骨粉等について、反すう動物に由来するたん白質の混入防止措置が確実に担保される場合に限り、ペットフード原料として利用できるようになったことに伴い、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）を別紙のとおり改正した旨、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

[本件内容の問合せ先]

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 松岡

TEL 03-3475-1601

別添



25消安第6223号
平成26年4月1日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」
の一部改正について

現在、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等並びにこれを含むペットフード及び肥料の製造及び工場からの出荷については、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置を講じることを前提に、科学的知見に基づき豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等のペットフード及び肥料への利用を認めているところです。

今般、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物を除く非反すう動物及び魚介類に由来する肉骨粉等についても、反すう動物に由来するたん白質の混入防止措置が確実に担保される場合に限り、ペットフード原料として利用できることとしました。

については、本通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴会傘下の会員に対して周知をお願いします。



「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン<u>その他農林水産大臣が指定するもの、同イ又はウの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白質等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</u></p> <p>(2) ペットフード原料用の<u>非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等</u>(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p> | <p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白質等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2) ペットフード原料用の<u>豚・馬、家きん及び海産哺乳動物(鯨及びイルカをいう。以下同じ。)</u>のみに由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p> |

(3) [略]

3～9 [略]

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくはカット場等（以下別添1において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤であり、これら以外のものの混入がないことを目視で確認したものに限る。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ 海産哺乳動物・魚介類

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第35条

(3) [略]

3～9 [略]

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくは食肉加工場（以下別添1において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬であり、豚・馬以外の動物の混入がないことを目視で確認したものに限る。

また、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ 海産哺乳動物

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

(新設)

第11項の食肉処理業の許可を都道府県知事から得た施設又はカット場等（以下別添1において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ（（1）のア又はウに掲げる基準を満たす収集先からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録の受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 豚・馬、家きん及び海産哺乳動物に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同じ。）を用いるか、豚・馬、家きん及び海産哺乳動物由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、豚・馬由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、豚・馬由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が(1)の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) (略)

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が豚・馬、家きん及び海産哺乳動物以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) (略)

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

| 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票 | |
|------------------------------|---|
| 非反すう哺乳動物由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 供給先の事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する残さの種類 | 豚内臓、豚骨 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 出荷数量 | 1, 000 k g |

別記様式第7号

(豚・馬由来残さ供給管理票の記載例)

| 豚・馬由来残さ供給管理票 | |
|-------------------------|---|
| 豚・馬由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 供給先の事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する残さの種類 | 豚内臓、豚骨 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 出荷数量 | 1, 000 k g |

附則：現に本通知による改正前の別記様式第7号の供給管理票（以下「旧様式」という。）を使用している者については、本通知による改正後、別添1の（2）のイにかかわらず、引き続き旧様式を使用することができるものとする。

○ ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)

我が国において牛海綿状脳症（以下「BSE」という）が初めて発生したことに伴い、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請したところであります。

しかしながら、本年10月19日に開催されたBSE対策検討会において、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合に限り、一時停止の要請の解除を行うことが適当であるとの見解が得られたところあります。

このため、ペットフード用については別紙1、肥料用については別紙2のとおり、肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請について、一部を解除することとしたので貴傘下関係者に対して周知徹底をお願いします。

また、本年10月15日以前に生産又は輸入された肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料についても、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」との表示を行い、飼料への誤用・流用の防止に万全を期すよう要請することとするので、併せて周知徹底をお願いします。

加えて、「動物由来たん白質を含む肥料の放牧地への散布の自粛について」（平成13年10月18日付け13生畜第3916号農林水産省生産局生産資材課長・畜産部飼料課長通知）により、肥料の適正な使用をお願いしているところでありますが、重ねて周知徹底をお願いします。

なお、「動物性加工たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性となるもの）の緊急輸入一時停止措置について」（平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知）による肉骨粉等の緊急輸入一時停止措置は継続しているので、念のため申し添えます。

(別紙1)

ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙1において、「肉骨粉等」とは、飼料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、フェザーミール羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するもの、同

イ及びウの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質（以下「大臣確認済肉骨粉等」という。）の工場からの出荷

- (2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷
- (3) 大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等を含むペットフード（以下「肉骨粉等を含むペットフード」という。）の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

(1) 2の(2)に係る製造及び出荷

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続きに従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）がペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。

(2) 2の(2)に係る輸入及び出荷

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の輸入及び出荷は、4から8までに掲げる手続きに従いセンターが輸入に関する基準に適合することを確認した輸入業者が輸入したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。

(3) 2の(3)に係る製造及び出荷

肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続きに従いセンターが肉骨粉等を含むペットフードの製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフードに限る。

4 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者の製造工程の確認手続について

(1) 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者は、製造に係る事業場（輸入業者にあつては、輸入先の事業場）がペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの製造工程（輸入業者の申請にあつては、当該申請に係るペットフード用肉骨粉等又は食用脂肪由来の肉粉等の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）に関する基準に適合することをセンターが確認（以下「センター確認」という。）するよう、当該事業場ごとに、別記様式第1-1号（輸入業者にあつては、第1-2号）により、センターに対し、申請を行うものとする。

(2) センターは、(1)の申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が2の(2)又は(3)の確認の対象となるペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの区分に応じ、それぞれ、別添1から別添4までの肉骨粉等の製造工程等に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確

認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

5 センター確認の取消しについて

- (1) 製造基準に適合していることについてセンター確認を受けたペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等の製造業者若しくは輸入業者又は肉骨粉等を含むペットフードの製造業者（以下「センター確認済製造業者等」という。）は、センター確認を受けた当該事業場（輸入業者にあつては、センター確認を受けた当該輸入先の事業場）の製造工程が製造基準に適合しなくなったときは、別記様式第3-1号により、センターに速やかにセンター確認の取消しを申請するものとする。
- (2) センターは、(1)による申請があつたとき又はセンターが製造基準に適合しないと認めるときは、直ちに当該センター確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者又は製造基準に適合しない輸入業者に通知するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換が必要な場合にあつては、併せて書き換えた別記様式第2-2号により通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

6 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア センター確認済製造業者等は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号により、センターに対し、センター確認の変更確認申請を行うものとする。

イ センターは、アの変更確認申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第5号により、その結果を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

ウ センターは、イの審査の結果、製造基準に適合しないと認めるときは、直ちに当該センター確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者に通知するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換が必要な場合にあつては、併せて書き換えた別記様式第2-2号を通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(2) センター確認済製造業者等の会社名等の変更

センター確認済製造業者等は、会社名（製造業者にあつては、事業場名を含む。）、代表者又は本社の住所、軽微な製造工程（輸入業者にあつては輸入先の事業場名、住所等をいう。）等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、センターにこれらの事項の変更を届け出るものとする。センターは、別記様式第2-1号の確認簿に記載された事項について、別記様式第6号の届出があつたときは、変更内容を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

7 契約の締結を要する原料収集先の調査について

食用脂肪由来の肉粉等（別添2の(1)のAに基づき、原料収集先と契約を締結

している場合に限る。)につき製造業者から4の(1)並びに6の(1)及び(2)の申請又は変更の届出(原料収集先の変更の届出に限る。)をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。)に対し、受理した書類(副1部)を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添2に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

8 製造設備の故障等についての対応

センター確認済製造業者等(輸入業者を除く。)は、予期しない製造設備の故障等により、センター確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をセンターに報告するものとする。

9 その他

- (1) 本通知の施行前に関係通知に基づき提出されたセンター確認の申請書は、本通知に基づき提出された申請書とみなす。
- (2) 本通知の施行の際現に関係通知に基づき交付されているセンター確認の確認書は、本通知の施行後も(有効期間の定めがあるものにあつては、有効期間が終了するまでの間)なお効力を有する。

別添 1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくはカット場等（以下別添 1 において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤であり、これら以外のものの混入がないことを目視で確認したものに限る。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ 海産哺乳動物・魚介類

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食品衛生法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 229 号）第 35 条第 11 項の食肉処理業の許可を都道府県知事から得た施設又はカット場等（以下別添 1 において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP 袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添 1 において同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ（（1）のア又はウに掲げる基準を満たす収集先からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第 7 号による非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非

反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が(1)の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造事業場に、この製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における基準

ア ペットフード用肉骨粉等の容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、ペットフード用肉骨粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

ペットフード用肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票を作成すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の製造業者が契約内容の実施内容の実施状況を確認することを認めること。

② と畜場等は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第 14 条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第 9 号により原料供給管理票が発行されること。

イ 原料として用いる食用脂肪由来の肉粉等（以下別添 2 において「原料用肉粉等」という。）

センターが食用脂肪由来の肉粉等の製造基準に適合することを確認した製造事業場から収集すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、(1)の要件を満たす食用脂肪又は原料用肉粉等以外のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添 2 において同じ。）を用いるか、食用脂肪又は原料用肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 原料供給管理票

(1)アの食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

ウ 肉粉等供給管理票

(1)イの原料用肉粉等から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、肉粉等供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、肉粉等供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認し、肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

エ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び原料供給管理票については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

食用脂肪由来の肉粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において（１）の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、８年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造事業場に当製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地に管理する製造管理者を設置すること。

（４）製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において（１）の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、８年間保存すること。

（５）製品輸送における基準

ア 製品の輸送

食用脂肪由来の肉粉等の容器は、（１）の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため専用化するか、食用脂肪由来の肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉粉等供給管理票

食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式第１０号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を８年間保存すること。

別添3

輸入業者の確認基準

(1) 輸入先の事業場の基準

- ア 製造工程が確認の対象となるペットフード用肉骨粉等又は食用脂肪由来の肉粉等の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。
- イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。
 - (ア) 輸入先の事業場は、別添1又は別添2の製造基準(輸入先の事業場と収集先の原料供給契約及び豚・馬由来残さ供給管理票の要件は除く。)を遵守すること。
 - (イ) 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
 - (ウ) 輸出口ごとに(ア)の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。
 - (エ) 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

(2) 輸入業者の基準

- ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。
- イ 輸入業者は、次の(ア)及び(イ)に定める事項を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
 - (ア) 輸入年月日、輸入量、輸入先国名、輸入相手方の氏名又は名称、荷姿、製造業者の氏名又は名称
 - (イ) 出荷年月日、出荷先、出荷量及び荷姿
- ウ トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、使用前に洗浄又は清掃を徹底すること。
- エ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。
- オ 輸入業者は、次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。
 - (ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認すること。
 - (イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、(1)のイの(ウ)の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第9号による肉粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。
 - (ウ) 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。
 - (エ) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票を8年間保存すること。
- カ 製品の輸送に用いる容器は、反すう動物に由来するものの混入を防止するため専用化するか、製品の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

別添4

肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

- (1) ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等を原料とするペットフードの製造事業場の製造工程は、家畜用の飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条の飼料をいう。以下同じ。）の製造工程と完全に分離していること。ただし、大臣確認済肉骨粉等及び肉骨粉等以外の原料を用いた家畜用の飼料の製造工程については、この限りでない。
- (2) 大臣確認済肉骨粉等（ゼラチン及びコラーゲンを除く。）については肉骨粉等供給管理票の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- (3) ペットフード用肉骨粉等については、肉骨粉等供給管理票が添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- (4) 食用脂肪由来の肉粉等については、肉粉等供給管理票が添付されているもの以外の原料の受入れは行わないこと。
- (5) 原料である大臣確認済肉骨粉等（ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の供給を受けた場合にあっては、添付されている肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。
- (6) 原料である大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の受入年月日、数量及び購入先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
- (7) 肉骨粉等を含むペットフードの製造及び出荷の年月日、数量並びに出荷先を記録すること。
- (8) 肉骨粉等を含むペットフードについては、店頭販売用等の最終製品化されたものの出荷に限るものとし、家畜用飼料への誤用・混入の危惧が否定できないバルク缶や大袋等の半製品については認められないこと。

別記様式第1-1号

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 製造基準適合確認申請書 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿 | | | | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1） | | | | |
| <p>ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が</p> <table border="1"><tr><td>（</td><td>ペットフード用肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準</td><td>）</td></tr></table> <p>に適合していることの確認を求めます。</p> | | （ | ペットフード用肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準 | ） |
| （ | ペットフード用肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準 | ） | | |
| 記 | | | | |
| 1 | 事業場の名称 | | | |
| 2 | 事業場の所在地 | | | |
| 3 | 原料収集先の一覧表（別記） | | | |
| | （※注2） | | | |

備考：製造工程の図面を添付すること。

※注1：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

2：食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者の場合に記載する。原料収集先と締結した契約書の写しを添付し、申請書は正副2部提出すること。

別記様式第1-2号

| | | | | |
|---|---------------------------|---|---------------------------|---|
| 製造基準適合確認申請書 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿 | | | | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注） | | | | |
| <p>ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、別記の製造事業場から</p> <table border="1"><tr><td>（</td><td>ペットフード用肉骨粉等 食用脂肪由来の肉粉等</td><td>）</td></tr></table> <p>を輸入するに当たり、輸入業者の確認基準に適合していることの確認を求めます。</p> | | （ | ペットフード用肉骨粉等 食用脂肪由来の肉粉等 | ） |
| （ | ペットフード用肉骨粉等 食用脂肪由来の肉粉等 | ） | | |

備考：次に掲げる書類を添付すること。

ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ 別添3の（1）のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し
及び同（1）のイの規定により締結した契約書の写し

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

（別記）

| 輸入先の事業場の名称 | 輸入先の事業場の国名及び所在地 |
|------------|-----------------|
| | |

別記様式第2-1号

| 製造基準適合確認簿 | | | | |
|-------------|----------|---------------|------|-------------|
| 1 製造に係るもの | | | | |
| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 製造品目 （※注1） | 有効期間 | 備考 （※注2） |
| | | | | |
| 2 輸入に係るもの | | | | |
| 輸入業者の氏名又は名称 | 輸入業者の所在地 | 輸入品目 （※注1） | 有効期間 | 備考 （※注2） |
| | | | | |

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1：「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

（記載例）

ペットフード用チキンミール、ペットフード用フェザーミール、ペットフード用鶏豚混合肉骨粉、ペットフード用食用脂肪由来の肉粉等、ペットフード

2：備考欄には、変更確認、変更届出、取消し等の履歴を記載する。

別記様式第2-2号

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等適合通知書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は
食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、年月日付けで確認申請のあったこのことについて、申請のとおり確認したので通知する。

記

- 1 事業場の名称（※注）
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地
- 4 確認の品目
- 5 確認の有効期間

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間とする。

※注：輸入先の事業場が多く記載不可能な場合は、別葉に記載する。

製造基準適合確認取消し申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）の別紙1の4の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認を受けた

（ペットフード用肉骨粉等（※注2）
食用脂肪由来の肉粉等
肉骨粉等を含むペットフード）

の製造工程については、下記のとおり製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の5の（1）の規定により、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

備考：輸入業者にあつては、通知書を添付すること。

※注1：氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

2：製造又は輸入に係る品目を記載する。

製造基準適合確認取消し書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者

代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者

代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における製造工程については、年 月 日付けでペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の5の（1）の規定により確認を取り消す。下記の事業場が記載された 年 月 日付け通知書を返納されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地

別記様式第4号

製造基準適合確認（変更）申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

年 月 日付けで確認を受けた

（ペットフード用肉骨粉等（※注2）
食用脂肪由来の肉粉等
肉骨粉等を含むペットフード

の製造工程について、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地（輸入先の事業場にあっては、国名及び所在地）
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。

※注1：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

2：製造又は輸入に係る品目を記載する。

製造基準適合確認（変更）書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者

代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者

代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における

〔ペットフード用肉骨粉等
食用脂肪由来の肉粉等〕

の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定

〔により、申請のとおり確認する。〕

〔に基づく製造基準に適合しないので、下記の事業場の確認を取り消す。
下記の事業場が記載された年 月 日付け通知書を返納されたい。〕

記

- 1 事業場の名称
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地

別記様式第6号

製造基準適合確認変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認を受けた

（ペットフード用肉骨粉等（※注2）

食用脂肪由来の肉粉等

肉骨粉等を含むペットフード

に係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項
- 2 変更予定年月日

※注1：氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

2：製造又は輸入に係る品目を記載する。

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

| 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票 | |
|-----------------------------|---|
| 豚・馬由来残さの供給業者の氏名 又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 供給先の事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する残さの種類 | 豚内臓、豚骨 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 出荷数量 | 1, 000 k g |

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

肉骨粉等供給管理票

| | |
|---------------------|---|
| 肉骨粉等供給業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する肉骨粉等の種類 | チキンミール |
| 供給する肉骨粉等の名称 | チキンミール1号 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |
| 受入年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、荷受数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |
| 荷受業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |

記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

“ 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票

| | |
|-----------------------|---|
| 原料供給業者の 氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 〇〇ミートセンター 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する原料の種類 | 食用脂肪（牛・豚） |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 出荷数量 | 50kg × 2個 計 100kg |

別記様式第10号
(肉粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

肉粉等供給管理票

| | |
|--------------------|---|
| 肉粉等供給業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する肉粉等の種類 | 牛肉粉 |
| 供給する肉粉等の名称 | 牛肉粉1号 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |

| | |
|-----------------|---|
| 受入年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、荷受数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |
| 荷受業者の氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |

記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

” 下段は、最終荷受者が記入すること。

肉骨粉等のペットフード原料として
の利用に関する手続マニュアル
〔第1版〕

平成26年4月1日

(独)農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)
農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| I章 今回の見直し点と留意事項 | 1 |
| II章 ペットフード及びその原料を製造する事業者が必要な対応 | 2 |
| 1. 肉骨粉等製造業者 | 2 |
| (1) これまでペットフード向けに肉骨粉等を製造してきた事業者 | 2 |
| (2) 初めてペットフード用肉骨粉等を製造する事業者 | 3 |
| 2. 魚粉製造業者 | 3 |
| (1) 魚介類のみの原料を扱う魚粉製造業者（飼料用魚粉製造ラインのみ保有） | 3 |
| (2) 新たに魚介類以外の動物由来原料（豚・家きん等）を扱う魚粉製造業者 | 4 |
| 3. ペットフード製造業者 | 4 |
| (1) FAMICによる確認を既に受けているペットフード製造業者 | 4 |
| (2) 初めてペットフード用肉骨粉等を原料として扱うペットフード製造業者 | 4 |
| III章 ペットフード用肉骨粉等の確認手続きの進め方 | 8 |
| 1. ペットフード用肉骨粉等 | 8 |
| 2-1. ペットフード用肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件 | 9 |
| (1) 原料の収集先 | 9 |
| (2) 原料の輸送 | 11 |
| (3) 製造における要件 | 14 |
| (4) 製品出荷時における要件 | 15 |
| (5) 製品輸送時における要件 | 15 |
| 2-2. 確認手続の流れ | 17 |
| (1) 自主確認及び事前相談 | 17 |
| (2) 申請書の提出 | 17 |
| (3) 確認（現地）検査の実施 | 17 |
| (4) ホームページへの掲載 | 18 |
| (5) 有効期間終了時の再確認 | 18 |
| (6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応 | 18 |
| (7) 製造設備の故障等についての対応 | 19 |

| | |
|---|----|
| 3-1. ペットフードの製造に当たって守っていただきたい要件 | 24 |
| (1) 飼料製造ラインとの分離..... | 24 |
| (2) 原料の受入れ..... | 24 |
| (3) 製造・出荷の記録..... | 26 |
| (4) 出荷の形態..... | 26 |
| 3-2. 確認手続の流れ | 27 |
| (1) 自主確認及び事前相談..... | 27 |
| (2) 申請書の提出..... | 27 |
| (3) 確認（現地）検査の実施..... | 27 |
| (4) ホームページの掲載..... | 27 |
| (5) 有効期間終了時の再確認..... | 27 |
| (6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応..... | 28 |
| (7) 製造設備の故障等についての対応..... | 28 |

I 章 今回の見直し点と留意事項

平成 13 年に国内で BSE が発生した際、当省より飼料に係る「肉骨粉等」(肉粉、骨粉、肉骨粉、血粉等) について、使用の一時停止を要請¹しました。

その後、ペットフード用肉骨粉等(肉骨粉、血粉等) については、ペットフード通知²に基づき、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 理事長が、ペットフード用肉骨粉等製造業者に対して、家畜用飼料への誤用・流用等の防止措置を確実に講じられていることを確認し、その確認を受けた豚・馬、家きん及び海産哺乳動物由来のものに限り、原料としての利用が認められています。

今回のペットフード通知改正では、ペットフード用肉骨粉等の原料に用いてよい対象動物を、非反すう動物の範囲内で拡大しており、BSE 感染リスクが低いとされる一般的な食用動物であれば、実質的に問題なく使用できるようになりました。

具体的には、イノシシ等の食用の非反すう哺乳動物と魚介類が、新たに原料として使用可能となりました。また、平成 25 年 9 月の飼料用豚肉骨粉等の原料の範囲の見直し³に併せて、豚胎盤(農場由来)も原料として使用可能となりました。

本マニュアルでは、これらの改正を踏まえ、ペットフード向けに動物や魚介類を原料とする肉骨粉等を製造する際の手続や注意点について解説していきます。

なお、今回の見直しは、ペットフード向けのものであり、飼料向けには当てはまりませんのでご注意ください。

特に、飼料用の製造ラインで製造した肉骨粉等をペットフード用にも出荷している場合には、引き続き、豚・家きんのみを原料としてください。万が一、このラインでこれ以外の動物種(食用の非反すう哺乳動物、魚介類、海産哺乳動物等)を混合しますと、その肉骨粉等は飼料用としてもペットフード用としても出荷できないほか、本ラインでの肉骨粉製造も停止となりますので、ご注意ください。

また、魚粉製造業者においては、新たにペットフード用肉骨粉等の製造基準を満たすことが、FAMIC によって確認された場合には、魚介類由来と哺乳動物由来の原料を混合したペットフード用肉骨粉等を製造することが可能となります。

ただし、このペットフード用肉骨粉等の製造ラインは、飼料用魚粉の製造ラインとは別ラインとして設置しなければならないことに留意する必要があります。

¹ 「肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3388 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

² 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

³ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知)

II章 ペットフード及びその原料を製造する事業者が必要な対応

製造する肉骨粉等の原料により、必要な手続や製造管理の方法が異なります。

そのため、ペットフードの原料となる肉骨粉等や魚粉を製造する事業者（肉骨粉等製造業者、魚粉製造業者）あるいはペットフードを製造する事業者（ペットフード製造業者）は、それぞれ、以下の対応が必要となります。

1. 肉骨粉等製造業者

(1) これまでペットフード向けに肉骨粉等を製造してきた事業者

① 飼料用肉骨粉等をペットフード用にも出荷してきた事業者（飼料用肉骨粉製造ラインのみ保有）

飼料用肉骨粉等の製造用として大臣確認を受けた製造ラインで製造される飼料用肉骨粉等は、豚・鶏以外の動物は原料として用いることができません。引き続き、飼料用の原料に認められた動物の範囲内での製造を遵守して下さい。これが遵守される限りにおいて、製造された肉骨粉等は飼料用にもペットフード用にも出荷することが可能です。

万が一、飼料用には認められていないイノシシ等¹、魚介類や海産哺乳動物等に由来する原料を本製造ラインで混合すると、飼料安全法違反の製造となり、製造の停止等の措置が必要となります。また、製造された肉骨粉等は飼料用として用いることができないほか、FAMICの確認が得られるまでペットフード用としても出荷できません。

もし、飼料用には認められていない動物（イノシシ等、魚介類、海産哺乳動物等）を原料に含むペットフード用肉骨粉等を製造したい場合には、別ラインを設けて、FAMICの確認を得る必要があります（3章 1(2)参照）。

② 専用ラインで製造されたペットフード用肉骨粉等を出荷してきた事業者（ペットフード用肉骨粉等の専用製造ラインを保有）

(ア) 今後も、これまでに使用が認められていた原料（家きん、豚・馬及び海産哺乳動物）のみを扱う場合

収集先や製造方法等の基準について変更はありません。

なお、平成 26 年 4 月 1 日の改正により、「豚・馬由来残さ供給管理票」の記載例が「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」となりましたが、これまでどおり、「豚・馬由来残さ供給管理票」と記載していただいて問題あり

¹ 豚・馬及び海産哺乳動物を除く食用の非反すう哺乳動物

ません（13条参照）。

- (1) 新たに肉骨粉等の原料として使用が認められた、イノシシ等や魚介類に由来する原料を扱うことを検討される場合

次の事項についてご注意ください。

- (a) 新たに使用が認められたイノシシ等に由来する原料は、食用を目的として解体処理を行う食肉処理施設（都道府県知事による営業の許可が必要）から収集してください。農場の死亡動物や実験動物等の非食用動物の残さを収集することはできません。

食肉処理施設におけるイノシシ等の処理ラインが、しか等の反すう哺乳動物の処理ラインと分離されており、ペットフード用肉骨粉等の原料に反すう哺乳動物由来残さが混入していないことが確認された原料のみを収集する必要があります。

イノシシ等由来の原料を輸送する際は、「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」（13条参照）を添付する必要があります。

- (b) 魚介類由来の原料は、反すう哺乳動物由来残さの混入がないことを確認した上で、鯨体処理場、水産物産地市場、水産加工業から収集する必要があります（9条参照）。

魚介類由来の原料の輸送の際は、「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」の添付は不要です。

- (2) 初めてペットフード用肉骨粉等を製造する事業者

FAMICによる製造ラインの確認を行う必要がありますので、Ⅲ章2-1（9条参照）のペットフード用肉骨粉等の製造基準をご確認の上、手続を進めてください。

なお、飼料用肉骨粉等として確認を受けた製造ラインにおいて、飼料用肉骨粉等をペットフード用にも出荷する場合には、FAMICによる確認の手続きは不要です。

2. 魚粉製造業者

- (1) 魚介類のみの原料を扱う魚粉製造業者（飼料用魚粉製造ラインのみ保有）

飼料用魚粉の製造用として大臣確認を受けた製造ラインで製造される魚粉は、魚介類のみを原料として用いることとなっています。

今後も、魚介類由来のみの原料を用いて製造する限りにおいて、製造された魚粉は飼料用にもペットフード用にも出荷することが可能です。

万が一、飼料用魚粉には認められていない原料（豚・馬、家きん、イノシシ等、海産哺乳動物等の残さ）を本製造ラインで混合すると、飼料安全法違反の製造となり、製造の停止等の措置が必要となります。また、製造された魚粉は飼料用として用いることができないほか、FAMICの確認が得られるまでペットフード用としても出荷できません。

もし、魚介類以外の動物（豚・馬、家きん、イノシシ等、海産哺乳動物等）を原料に含むペットフード用魚粉（制度上ではペットフード用肉骨粉等に含まれます）を製造したい場合には、別ラインを設けて、FAMICの確認を得る必要があります。（4条 2（2）参照）

(2) 新たに魚介類以外の動物由来原料（豚・家きん等）を扱う魚粉製造業者

魚介類と豚・家きん等の動物に由来する原料を混合したペットフード用肉骨粉等を製造する場合は、FAMICの確認を受ける必要があります。Ⅲ章 2-1（9条参照）を参考に確認の手続を進めてください。

また、ペットフード用肉骨粉等を製造するため、魚介類以外の動物に由来する原料を収集する際は、Ⅲ章 2-1（9条参照）にあるように、収集先や輸送等の要件を満たさなければなりません。

3. ペットフード製造業者

(1) FAMICによる確認を既に受けているペットフード製造業者

肉骨粉等を原料として扱うペットフード製造業者は、新たに対応する事項はありませんが、平成 26 年 4 月 1 日のペットフード通知改正によりペットフード用肉骨粉等の原料に用いることができる動物種の範囲が広がりましたので、ご了承ください。

なお、原料に用いられる動物種を十分把握されたい場合には、供給元である肉骨粉等製造業者との間の契約において、原料となる動物種の確認方法や動物種の変更時の取扱いについて予め定めておくこと等が望ましいと考えられます。両者間でよくご検討ください。

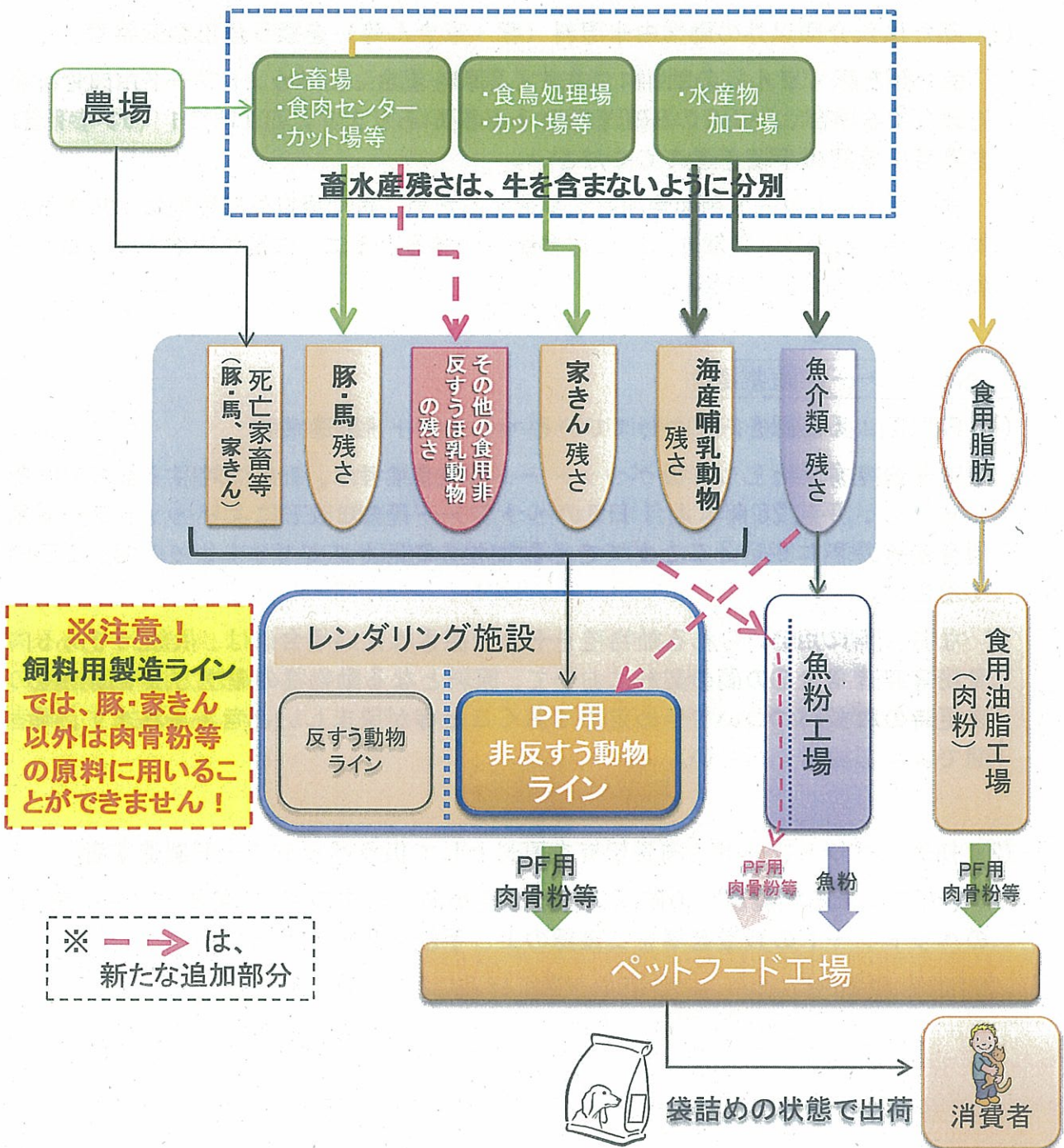
(2) 初めてペットフード用肉骨粉等を原料として扱うペットフード製造業者

FAMICによる製造施設の確認を行う必要がありますので、Ⅲ章 3-1（24条参照）のペットフードの製造基準をご確認の上、手続を進めてください。

ペットフード用肉骨粉等の取扱い

【使用可能な動物種と収集先】（下線部を新たに追加）

- ・家きん（農場、食鳥処理場、カット場等）
- ・豚（農場、と畜場、カット場等） ※ 豚胎盤（農場）を追加
- ・馬（農場、と畜場、カット場等）
- ・海産哺乳動物（鯨体処理場、水産物産地市場、水産加工業を営む者）
- ・その他の食用非反すう哺乳動物（カット場等）
- ・魚介類（水産物産地市場、水産加工業を営む者）



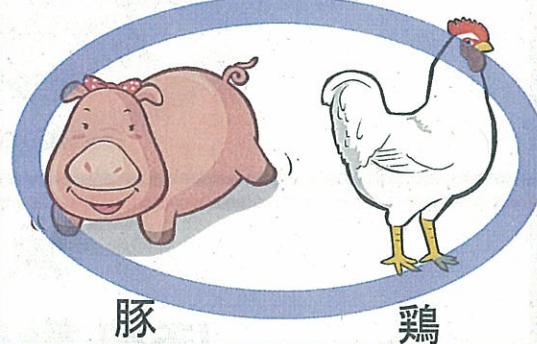
飼料用肉骨粉を製造される事業者 の皆様へ

平成26年4月1日の通知改正で、ペットフード用肉骨粉の原料に使用できる対象動物が増えましたが、豚・家きん以外の動物の残さは、飼料用肉骨粉の原料として使用できないので、引き続き、飼料用肉骨粉の製造ラインで取り扱わないよう、ご注意ください。

豚以外のほ乳動物



豚・家きん



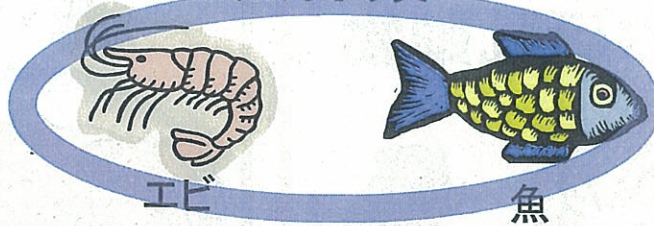
魚介類



魚粉を製造される事業者の皆様へ

平成26年4月1日の通知改正で、ペットフード用肉骨粉の原料に使用できる対象動物が増えましたが、**魚介類以外の動物の残さは、飼料用魚粉の原料として使用できない**ので、引き続き、**飼料用魚粉の製造ラインで取り扱わないよう、ご注意ください。**

魚介類



エビ

魚

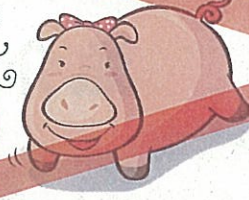
魚介類以外

ほ乳動物

家きん



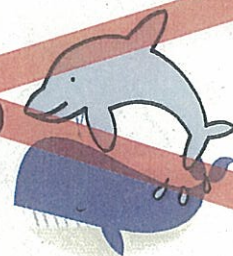
イノシシ



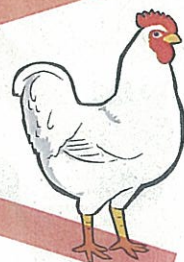
豚



馬



イルカ・クジラ



鶏

Ⅲ章 ペットフード用肉骨粉等の確認手続きの進め方

1. ペットフード用肉骨粉等

ペットフード用肉骨粉等とは、以下の(1)～(16)が含まれます。

- (1) 肉骨粉
- (2) 肉粉
- (3) 臓器粉
- (4) 骨粉

〔骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約 800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1,000℃以上）したもの）を除く。〕

- (5) 血粉
- (6) 乾燥血漿
- (7) その他の血液製品
- (8) 加水分解たん白質
- (9) 蹄粉
- (10) 角粉
- (11) 皮粉
- (12) 魚粉

〔製造工場において魚粉以外の動物性たん白質を使用しないことが確認されたものを除く。〕

- (13) 羽毛粉
- (14) 獣脂かす
- (15) 第2リン酸カルシウム

〔鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。〕

- (16) ゼラチン・コラーゲン

〔皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。〕

2-1. ペットフード用肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件

肉骨粉等をペットフード用の原料として製造・供給しようとする場合、製造業者は事業場毎に以下の基準を適合することについて、FAMIC による確認を受ける必要があります。

基本的な要件

- ① 肉骨粉等の製造原料は、収集先で反すう哺乳動物由来の残さが混入していないことが明らかなものを用いる必要があります。
- ② 肉骨粉等の製造原料のうち、豚・馬、イノシシ等に由来するものの輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、収集先が供給管理票を添付する必要がありますので、収集先に対して十分に説明してください。
- ③ 肉骨粉等の製造に当たっては、同一の製造ラインで、家畜用、ペットフード用（家畜用には認められない原料を含む場合）、魚粉を製造することができません。また、製造の際は、原料及び製品の数量等を記録・管理する必要があります。
- ④ ペットフード用肉骨粉等の輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、「肉骨粉等供給管理票」による管理を行う必要があります。

(注) ②及び④の「容器」とは、バルク車、PP 袋、紙袋及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいいます。なお、容器を専用化しない場合は、輸送前に反すう哺乳動物由来の残さの除去の徹底が必要なことから、専用容器を用いることが望まれます。

【具体的な要件】

(1) 原料の収集先

① 家きん

ペットフード用肉骨粉等に用いることができる家きんに由来する原料は、以下の a)～c) の収集先からのものに限ります。

家きんに由来する原料のみを扱う収集先に対しては、反すう哺乳動物の残さの混入を防止するための原料を分別管理する契約は不要です。

a) 農場

- ・解体処理されていない家きんに限られています。
- ・家きん以外の動物の混入がないことの確認が必要です。

b) 食鳥処理場

c) カット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場）

- ・ カット場等では、反すう哺乳動物に由来する血液その他のたん白質（残さ）の混入がないことの確認が必要です。

注意事項

家きんだけでなく、豚・馬やイノシシ等も扱う等、複数の動物種を処理する収集先においては、それぞれ該当する動物の収集先の要件を満たす必要があります。

② 豚・馬

ペットフード用肉骨粉等に用いることができる豚・馬に由来する原料は、以下のa)～c)の収集先からのものに限ります。

a) 農場

- ・ 解体処理されていない豚（胎盤を除く。）・馬に限られています。
- ・ 豚・馬以外の動物の混入がないことを確認する必要があります。
- ・ 豚の胎盤を収集することが可能ですが、他の動物の混入がないことを確認する必要があります。
- ・ 農場との間において、反すう哺乳動物に由来する残さとの分別に関する契約の締結が不要です。

b) と畜場

- ・ と畜場では、反すう哺乳動物を扱う可能性があるため、ペットフード用肉骨粉等製造業者は、と畜場との間で、反すう哺乳動物に由来する残さとの分別に関する契約を締結する必要があります。

c) カット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場）

- ・ カット場等では、反すう哺乳動物を扱う可能性があるため、ペットフード用肉骨粉等製造業者は、カット場等との間で、反すう哺乳動物に由来する残さとの分別に関する契約を締結する必要があります。

③ 海産哺乳動物・魚介類

鯨体処理場、水産物産地市場、水産加工業を営む者のみから収集しなければなりません。

④ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

a) 食肉処理施設

- ・ 食品衛生法に基づき、都道府県からイノシシ等のと畜処理等（食肉処理業）の許可を受けた施設（食肉処理施設）の他に、肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場を含みます。

- ・ 食肉処理施設では、しか等の反すう哺乳動物を扱う可能性があるので、ペットフード用肉骨粉等製造業者は、食肉処理施設との間で、反すう哺乳動物に由来する残さとの分別に関する契約の締結が必要です。

しか等の反すう哺乳動物を扱う施設において、反すう哺乳動物に由来する残さのペットフード用肉骨粉等の原料への混入を防止するため、豚・馬原料の収集先と同様に、反すう哺乳動物と非反すう哺乳動物の処理工程を壁等で区切る等、それぞれを別の区域で処理する必要があります。

注意事項

- ・ イノシシ等の非反すう哺乳動物の原料の収集先は、食肉を処理加工する食肉処理施設に限られており、農場は認めていません。
すなわち、食用として処理された後の残さのみ原料として用いることができるとしています。
- ・ 飼料用肉骨粉等として確認を受けた製造工程において、イノシシ等や魚介類に由来する原料を用いて製造した場合、飼料用肉骨粉等とは認められません。

(2) 原料の輸送

① 輸送の容器

豚の残さ等のペットフード用肉骨粉等の原料の輸送に当たっては、反すう哺乳動物由来のものの混入を防止するために専用の容器を使ってください。

なお、専用化がどうしても困難な場合には、容器の洗浄又は清掃を徹底することによって対応することも可能ですが、FAMIC による確認の際には、その洗浄又は清掃方法を申し出てください。

② 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の添付

海産哺乳動物を除く哺乳動物由来の残さをペットフード用肉骨粉等の原料として輸送する場合は、「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」(13頁参照)を添付する必要があります。

ペットフード用肉骨粉等製造業者は、受理した「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」を記録として最低8年間保存する必要があります。

なお、原料の輸送の際に「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」の添付が必要な原料は、以下のとおりです。

原料の輸送の際に添付する「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」の要否一覧

| 原料収集先が扱う原料の由来 | 供給管理票の要否 |
|------------------------|----------|
| 家きん | 不要 |
| 豚・馬 | 必要※ |
| 海産哺乳動物・魚介類 | 不要 |
| 豚・馬及び海産哺乳動物を除く非反すう哺乳動物 | 必要 |

※ 農場からの豚由来の原料は、供給管理票の添付は不要です。

○豚・馬由来のみの残さの供給管理票（記載例1）

| 豚・馬由来残さ供給管理票 | |
|-----------------------------|---|
| 豚・馬由来残さの供給業者の 氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 供給先の事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する残さの種類 | 豚内臓、豚骨 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 計 1, 000kg |

○豚・馬及び海産哺乳動物以外の非反すう哺乳動物由来残さを含む供給管理票（イノシシ等を含む残さの供給管理票）（記載例2）

| 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票 | |
|----------------------------------|---|
| 非反すう哺乳動物由来残さの供給業者の 氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 供給先の事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する残さの種類 | イノシシ骨、豚骨、馬骨 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 計 1, 000kg |

動物種を明示してください。

注意事項

平成26年4月1日のペットフード通知の改正により、ペットフード用肉骨粉等の原料に添付する供給管理票の記載例が変わりました。イノシシやウサギ等の非反すう哺乳動物の残さ（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）を含む場合は、新たに定められた様式（記載例2）の管理票を作成する必要があります。なお、原料となる残さが、豚・馬のみに由来するもの（イノシシ等の陸棲の非反すう哺乳動物の残さを含まないもの）であれば、供給管理票の様式は、従来のもので使用できます。

③ 原料の確認

ペットフード用肉骨粉等の原料の輸送に当たっては、上記(1) (9頁参照) の収集先の要件に適合しているものであることを確認してください。すなわち、ペットフード用肉骨粉等の原料として適切なもののみであることを確認してから収集する必要があります。

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）由来の原料を受入れた際は、供給された原料の内容、数量等が原料に添付された「非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票」の記載内容に適合しているかを確認しなければなりません。

④ 受入記録の作成と保存

原料の受入れに当たっては、受入れた年月日、原料の種類、数量及び収集先を記録する必要があります。

これらの原料の受入記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この受入記録については、上記がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

(3) 製造における要件

① 製造ラインの分離

ペットフード用肉骨粉等の製造ラインは、反すう哺乳動物由来肉骨粉等の製造ラインと完全に分離している必要があります。製造の際は、製造ラインに反すう哺乳動物由来のものが混入しないよう管理する必要があります。

② 製造記録の作成と保存

ペットフード用肉骨粉等の製造に当たっては、原料の種類と数量、製造年月日、製品の数量を記録する必要があります。

これらの製造記録は、最低8年間保存しなければなりません。

なお、この製造記録については、上記がわかるのであれば、既存の資料を利用しても構いません。また、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

③ 製造管理者

各事業場においては、肉骨粉等が要件にしたがって適切に製造されるよう、実際に製造を管理する「製造管理者」を置く必要があります。

(4) 製品出荷時における要件

① 出荷工程

出荷に当たっては、原料又は製品以外のものが混入しないようにする必要があります。

② 出荷記録

出荷に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

これらの製品の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この製品の出荷記録については、上記がわかるのであれば、既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

(5) 製品輸送時における要件

① 輸送の容器

製品（ペットフード用肉骨粉等）出荷に当たっては、異物の混入を防止するために、専用の容器を使ってください。

なお、専用化がどうしても困難な場合には、容器の洗浄又は清掃を徹底することによって対応することも可能ですが、FAMICによる確認の際には、その洗浄又は清掃方法を申し出てください。

② 肉骨粉等供給管理票の添付

製品（ペットフード用肉骨粉等）を輸送する場合、必ず「肉骨粉等供給管理票」（16頁参照）を添付してください。また、肉骨粉等製造業者は、製品を受理したペットフード製造業者（最終荷受者）から、最終荷受業者名を記名した「肉骨粉等供給管理票」を回付してもらう必要があります。

ペットフード用肉骨粉等製造業者は、回付された「肉骨粉等供給管理票」を最低8年間保存する必要があります。

○肉骨粉等供給管理票（記入例）

ペットフード用

肉骨粉等供給管理票

| | |
|-------------------------|---|
| 肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する肉骨粉等の種類 | チキンミール |
| 供給する肉骨粉等の名称 | チキンミール1号 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 500kg TB袋、2袋 計 1,000kg |
| 受入年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、荷受数量 | 500kg TB袋、2袋 計 1,000kg |
| 荷受業者の氏名又は名称及び 住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |

※ 記入上の注意：太枠線上段は、原料供給者（肉骨粉等製造業者）が記入し、下段は最終荷受者（ペットフード製造業者）が記入すること。

注意事項

魚介類由来の原料に、家きん、豚・馬、鯨等の非反すう哺乳動物由来の原料を意図的に混合したものは、ペットフード用原料としてのみ認められており、飼料の原料として流通できません。そのため、「肉骨粉等供給管理票」の肉骨粉等の種類の欄は、魚介類以外の原料が使われていることを明示してください。

記載例：ペットフード用魚粉（海産哺乳動物を含む）又はPF用魚粉（海産哺乳動物を含む）

2-2. 確認手続の流れ

2-1に示したペットフード用肉骨粉等の収集先等の要件（9頁参照）を満たしている場合は、以下に従って、ペットフード用肉骨粉等の製造基準に適合することについて、FAMICによる確認を受けてください。

(1) 自主確認及び事前相談

ペットフード用肉骨粉等の製造工程等が基準に適合することについて、FAMICの確認を受けようとするペットフード用肉骨粉等製造業者は、製造事業場がペットフード用肉骨粉等の製造基準に適合することを自ら事前に確認してください。

自主的な確認に当たるご不明の点は、最寄りのFAMIC（20頁参照）にご相談ください。なお、自主確認に当たっては、特に以下に留意してください。

[収集先や輸送車両の確認]

- ① 原料の収集先や輸送車両の適合状況の確認は、確認を受けるペットフード用肉骨粉等製造業者と収集先又は輸送業者等との間で、収集又は輸送に係る基準に適合する旨の契約書や確認書等を取り交わす、あるいは、肉骨粉等製造業者が収集先や輸送者の状況を実地に点検する等によって行ってください。

注意事項

豚・馬やイノシシ等の陸棲の非反すう哺乳動物の収集先（農場を除く。）との間で、反すう哺乳動物に由来する残さとの分別に関する契約を締結する必要があります。

- ② 収集先及び輸送車両の適合状況を確認した記録（リスト）を作成してください。確認（現地）検査の際には、これらの記録をベースに基準への適合状況を確認します。

(2) 申請書の提出

(1)の自主確認が完了したペットフード用肉骨粉等製造業者は、ペットフード用肉骨粉等製造の事業場毎に、別記様式第1-1号（21頁参照）による申請書（控えが必要な場合は正1通、副1通）をFAMICに提出してください。併せて、現地検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

(3) 確認（現地）検査の実施

FAMICの検査職員が申請のあったペットフード用肉骨粉等の製造事業場に伺い、ペットフード用肉骨粉等の製造基準への適合状況を実地に確認します。この際、検

査職員は検査した内容について記録書を作成します。なお、確認検査の際に不備が認められた場合には、改善状況を報告していただく必要があります。

(4) ホームページへの掲載

(3)の確認(現地)検査の結果、ペットフード用肉骨粉等の製造基準に適合すると認められた場合、FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html#pet>) に掲載します。

(5) 有効期間終了時の再確認

FAMICによる確認の有効期間は3年間です。確認を受けたペットフード用肉骨粉等製造業者は、有効期間が終了する1か月前を目途に再度、申請書(控えが必要な場合は正1通、副1通)をFAMICに提出してください。この場合の手続きは、上記(2)から(4)に準じて確認を行います。

(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応

① 製造工程を変更する場合

確認を受けた製造事業場において、製造工程に変更がある場合、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号(22号参照)によりFAMICに製造基準適合確認(変更)申請(控えが必要な場合は正1通、副1通)を行う必要があります。

なお、FAMICが当該申請に係る製造工程等が製造基準に適合しているかについて審査し、ペットフード用肉骨粉等の製造基準に適合すると認められた場合にあっては、FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html#pet>) に掲載します。

製造基準に適合しないと判断された場合には、別記様式第3-1号(33号参照)によりFAMICに、「確認の取消し」を申請(控えが必要な場合は正1通、副1通)しなければなりません。

なお、製造工程の変更は、現地での確認が必要となります。

ご不明な点があれば、事前にFAMICへご相談ください。

注意事項

FAMICは、確認済みのペットフード用肉骨粉等の製造事業場に対して、製造基準の適合に疑義がある場合は、現地確認を行うことがあります。FAMICによる現地確認の結果、製造基準に適合しないと判断した場合は、確認が取り消されますので、日頃から製造基準の遵守を徹底してください。

② その他の変更がある場合

ペットフード用肉骨粉等製造業者は、確認を受けた会社名、代表者、本社の住所、製造事業場名、事業場の所在地、軽微な製造工程[※]等を変更する場合には、別記様式第6号（34頁参照）によりFAMICに遅滞なく提出してください（控えが必要な場合は正1通、副1通）。

※ 軽微な製造工程の変更とは、製造工程における機械や装置、タンク等の交換及び製品や原料に直接接触しない装置（モーターやボイラー等）に係る変更等を指します。

上述の変更については、書類による届出で対応できます。

なお、この場合についても事前にFAMICへご相談ください。

(7) 製造設備の故障等についての対応

予期しない製造設備の故障等により、FAMICの確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をFAMICに報告する必要があります。報告内容等はFAMICにご相談ください。

書式のダウンロード

「肉骨粉等供給管理票」やFAMICへの申請書類の書式については、FAMICのホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>）からダウンロードできます。

必要な書式をダウンロードしてから記入してください。

なお、ダウンロードができない場合には最寄りのFAMICへご連絡ください。

○お問い合わせ先

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

| 担当窓口 (連絡先) | 担当する業務区域 |
|---|--|
| <p>a. 本部 肥飼料検査部 飼料管理課 〒330-9731 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 電話 050(3797)1857</p> | <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、静岡県</p> |
| <p>b. 札幌センター 肥飼料検査課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4番地1 札幌第2合同庁舎 電話 050(3797)2716</p> | <p>北海道</p> |
| <p>c. 仙台センター 肥飼料検査課 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎 電話 050(3797)1893</p> | <p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県</p> |
| <p>d. 名古屋センター 飼料検査課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第2号館 電話 050(3797)1902</p> | <p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、 愛知県、三重県</p> |
| <p>e. 神戸センター 飼料検査課 〒650-0044 神戸市中央区港島南町1-3-7 電話 050(3797)1915</p> | <p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県</p> |
| <p>f. 福岡センター 飼料検査課 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号 電話 050(3797)1921</p> | <p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県</p> |

○別記様式第1-1号（記入例）

製造基準適合確認申請書

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○ ○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場がペットフード用肉粉等の製造基準に適合していることの確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称 ○○株式会社 ○○工場
- 2 事業場の所在地 ○○県○○市○○ ○丁目○番○号

備考：工場全体の平面図（他の製造工程と分離されていることがわかる図面）、フローチャート等を添付してください。

※ この記入例は、ペットフード用肉骨粉等の適合確認申請です。

○別記様式第4号（記入例）

製造基準適合確認（変更）申請書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けたペットフード用肉骨粉等（注）の製造工程について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称 〇〇株式会社 〇〇工場
- 2 確認を受けた事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
- 3 変更する事項 原料ホッパーの変更
- 4 変更予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注：製造に係る品目を記入してください（例：ペットフード用チキンミール）

備考：変更した内容に係る書類（工場全体の平面図、フローチャート）を添付してください。

○別記様式第6号（記入例）

製造基準適合確認変更届

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○ ○丁目○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、平成○年○月○日付けで確認を受けたペットフード用肉骨粉等（注）に係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項 主たる事務所の所在地の変更※
- 2 変更予定年月日 平成○年○月○日

注：製造に係る品目を記入してください（例：ペットフード用チキンミール）

※ 事務所の所在地が変更した場合の記載例です。

3-1. ペットフードの製造に当たって守っていただきたい要件

肉骨粉等を原料として扱うペットフード製造業者は、事業場毎に以下の基準を満たし、FAMICによる確認を受ける必要があります。

基本的な要件

- ① ペットフード用肉骨粉等を使用したペットフードは、家畜・養魚用飼料の製造ラインと分離した専用ラインで製造する必要があります。
- ② 製造するペットフードはリテール製品（荷姿からペットフードであることが容易にわかるもの）に限定する必要があります。
- ③ ペットフード用肉骨粉等を用いてペットフードを製造するに当たっては、原料及び製品の数量等を記録・管理する必要があります。

【具体的な要件】

(1) 飼料製造ラインとの分離

ペットフードの製造ラインは、家畜用、あるいは養魚用飼料の製造ラインと完全に分離している必要があります。

(2) 原料の受入れ

① 肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等については、2-1に示したペットフード用肉骨粉等の収集先等の要件（9頁参照）が満たされていることが確実で、かつ、「肉骨粉等供給管理票」が添付されたもののみを受入れる必要があります。

また、肉骨粉等を原料として受入れたら、供給された原料の内容、数量等が「肉骨粉等供給管理票」の記載内容に適合しているかを確認してください。その上で、「肉骨粉等供給管理票」の下欄に受入年月日、荷姿、荷受数量、荷受業者の氏名又は名称及び住所を記入し、原料の供給者に回付する必要があります。

なお、今回の見直しで家畜以外の非反すう哺乳動物（イノシシやウサギ等の残さ）についても、食肉処理施設から収集される食肉用途が明らかなものについては、ペットフード用肉骨粉等の原料に使用可能となっています。

原料に用いられる動物種を十分把握されたい場合には、供給元である肉骨粉等製造業者との間の契約において、原料となる動物種の確認方法や動物種の変更時の取扱いについて予め定めておくこと等が望ましいと考えられます。両者間でよくご検討ください。

肉骨粉等の容器を返却する際には、それ以外の容器と確実に区別できるようにする必要があります。

○肉骨粉等供給管理票（記入例）

ペットフード用

肉骨粉等供給管理票

| | |
|-------------------------|---|
| 肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 供給する肉骨粉等の種類 | チキンミール |
| 供給する肉骨粉等の名称 | チキンミール1号 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、出荷数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |
| 受入年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 荷姿、荷受数量 | 500kgTB袋、2袋 計 1,000kg |
| 荷受業者の氏名又は名称及び 住所 | 〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印 |

※ 記入上の注意：太枠線上段は、原料供給者（肉骨粉等製造業者）が記入し、下段は最終荷受者（ペットフード製造業者）が記入してください。

② 原料の受入記録

原料の受入に当たっては、原料を受入れた年月日、数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）及び購入先を記録する必要があります。

これらの原料の受入記録は、最低8年間保存する必要があります。

（なお、この受入記録については、上記がわかるのであれば、既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。）

(3) 製造・出荷の記録

ペットフードを製造・出荷に当たっては、製造（出荷）年月日、製造（出荷）数量、出荷先を記録する必要があります。

これらの製造・出荷の記録は、最低8年間保存する必要があります。

（なお、この製造・出荷記録については、上記がわかるのであれば、既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。）

(4) 出荷の形態

ペットフードを誤って家畜用飼料として使用することを避けるため、出荷する形態は、ペットフードであることが容易にわかるリテール製品に限ります。

したがって、ペットフードであることが容易にわからないバルク缶や大袋等の半製品の形態での出荷は認められません。

3-2. 確認手続の流れ

3-1に示したペットフードの製造工程等の要件(24頁参照)を満たしている場合は、以下に従って、肉骨粉等を原料とするペットフードの製造基準に適合することについて、FAMICによる確認を受けてください。

(1) 自主確認及び事前相談

肉骨粉等を原料とするペットフードの製造工程等が基準に適合することについて、FAMICの確認を受けようとするペットフード製造業者は、確認を受ける製造事業場がペットフードの製造基準に適合することを事前に自主的に確認してください。

自主確認に関するご不明点は、最寄りのFAMIC(30頁参照)にご相談ください。

なお、輸入肉骨粉等については、認定された施設及び理事長確認を受けた輸入業者のみから購入する必要があります。関連情報は、以下をご参照ください。

動物検疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>)

FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html#pet>)

(2) 申請書の提出

(1)の自主確認が完了したペットフード製造業者は、製造事業場毎に、別記様式第1-1号により申請書(31頁参照)をFAMICに提出してください。併せて、現地検査を実施する日程等についてご相談ください。

(3) 確認(現地)検査の実施

FAMICの検査職員が申請のあったペットフードの製造事業場に伺い、ペットフードの製造基準への適合状況を実地に確認します。この際、検査職員は検査した内容について記録書を作成します。なお、確認検査の際に不備が認められた場合には、改善状況を報告していただく必要があります。

(4) ホームページの掲載

(3)の確認(現地)検査の結果、ペットフードの製造基準に適合すると認められた場合、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html#pet>)に掲載します。

(5) 有効期間終了時の再確認

FAMICによる確認の有効期間は3年間です。確認を受けたペットフード製造業者は、有効期間が終了する1か月前を目途に再度、申請書(控えが必要な場合は正1通、副1通)をFAMICに提出してください。この場合の手続は、上記(2)から(4)に準じて確認を行います。

(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応

① 製造工程を変更する場合

確認を受けたペットフードの製造事業場において、製造工程に変更がある場合、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号(32頁参照)によりFAMICに変更確認申請(控えが必要な場合は正1通、副1通)を行う必要があります。

なお、FAMICが当該申請に係る製造工程等が製造基準に適合しているかについて審査し、ペットフードの製造基準に適合すると認められた場合にあっては、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html#pet>)に掲載します。

製造基準に適合しないと判断された場合には、別記様式第3-1号(33頁参照)によりFAMICに、「確認の取消し」を申請(控えが必要な場合は正1通、副1通)しなければなりません。

なお、製造工程の変更は、現地での確認が必要となります。
ご不明な点があれば、事前にFAMICへご相談ください。

② その他の変更がある場合

ペットフード製造業者は、確認を受けた会社名、代表者、本社の住所、製造事業場名、事業場の所在地、軽微な製造工程*等を変更する場合には、別記様式第6号(34頁参照)によりFAMICに遅滞なく提出してください。

※ 軽微な製造工程の変更とは、製造工程における機械や装置、タンク等の交換及び製品や原料に直接接触しない装置(モーターやボイラー等)に係る変更等を指します。

上述の変更については、書類による届出で対応できます。

なお、この場合についても事前にFAMICへご相談ください。

(7) 製造設備の故障等についての対応

予期しない製造設備の故障等により、FAMICの確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をFAMICに報告する必要があります。報告内容等はFAMICにご相談ください。

既に、FAMICの確認を受けて、ペットフード用肉骨粉等を原料として使用しているペットフードの製造工場において、新たに、イノシシ等の残さを混合して製造されたペットフード用肉骨粉等を原料として使用する場合には、改めてペットフードの製造工程に関する適合確認申請を行う必要はありません。

書式のダウンロード

「肉骨粉等供給管理票」やFAMICへの申請書類の書式については、FAMICのホームページ (<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>) からダウンロードできます。

必要な書式をダウンロードしてから記入してください。

なお、ダウンロードができない場合には最寄りのFAMICへご連絡ください。

○お問い合わせ先

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

| 担当窓口 (連絡先) | 担当する業務区域 |
|---|--|
| <p>a. 本部 肥飼料検査部 飼料管理課 〒330-9731 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 電話 050(3797)1857</p> | <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、静岡県</p> |
| <p>b. 札幌センター 肥飼料検査課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4番地1 札幌第2合同庁舎 電話 050(3797)2716</p> | <p>北海道</p> |
| <p>c. 仙台センター 肥飼料検査課 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎 電話 050(3797)1893</p> | <p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県</p> |
| <p>d. 名古屋センター 飼料検査課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第2号館 電話 050(3797)1902</p> | <p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、 愛知県、三重県</p> |
| <p>e. 神戸センター 飼料検査課 〒650-0044 神戸市中央区港島南町1-3-7 電話 050(3797)1915</p> | <p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県 高知県</p> |
| <p>f. 福岡センター 飼料検査課 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号 電話 050(3797)1921</p> | <p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県</p> |

○別記様式第1-1号 (記入例)

製造基準適合確認申請書

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号

○○ペットフード株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)別紙1の4の(1)の規定に基づき、下記の製造事業場が肉骨粉等を含むペットフードの製造基準に適合していることの確認を求めます。

記

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 事業場の名称 | ○○ペットフード株式会社 ○○工場 |
| 2 事業場の所在地 | ○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号 |

備考：製造工程の図面を添付してください。

※ この記入例は、ペットフード製造業者の製造基準適合確認申請書です。

○別記様式4号（記入例）

製造基準適合確認（変更）申請書

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○ ○丁目○番○号
○○ペットフード株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

平成○年○月○付けで確認を受けた肉骨粉等を含むペットフードの製造工程について、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

記

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | ○○ペットフード株式会社 ○○工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | ○○県○○市○○ ○丁目○番○号 |
| 3 変更する事項 | ○○○○○ |
| 4 変更予定年月日 | 平成○年○月○日 |

備考：変更した内容に係る書類（工場全体の平面図、フローチャート）を添付してください。

○別記様式第3-1号（記入例）

製造基準適合確認取消し申請書

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○丁目○番○号

○○ペットフード株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）の別紙1の4の（2）の規定に基づき、平成○年○月○日付けで確認を受けた肉骨粉等を含むペットフードの製造工程については、下記のとおり製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の5の（1）の規定により、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称 ○○ペットフード株式会社○○工場
- 2 事業場の所在地 ○○県○○市○○丁目○番○号
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 ○○○○○
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 平成○年○月○日

○別記様式第6号（記入例）

製造基準適合確認変更届

平成○年○月○日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

○○県○○市○○ ○丁目○番○号

○○ペットフード株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、平成○年○月○日付けで確認を受けた肉骨粉等を含むペットフードに係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項 主たる事務所の所在地の変更※
- 2 変更予定年月日 平成○年○月○日

※ 事務所の所在地が変更した場合の記載例です。



関係各位

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 飼料安全基準班

ペットフード用肉骨粉等の取扱の見直しの概要

1. ペットフード用肉骨粉等（肉骨粉、血粉等）については、（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）理事長が、ペットフード用肉骨粉等製造業者に対して、家畜用飼料への誤用・流用等の防止措置を確実に講じられていることを確認し、その確認を受けた豚・馬、家きん及び海産哺乳動物由来のものに限り、原料としての利用が認められています。
2. 今回の改正では、新たに、ペットフード用肉骨粉等の原料としてイノシシ等の食用の非反すう哺乳動物と魚介類を追加しました。また、平成25年9月の飼料用豚肉骨粉等の原料の範囲の見直しに併せて、豚胎盤（農場由来）も原料として使用できることとしました。
3. ただし、今回の肉骨粉等の見直しは、ペットフード向けに限ったものであり、飼料向けには当てはまりません。
特に、飼料用の製造ラインで製造する肉骨粉等は、引き続き、豚・家きんのみを原料とする必要があります。万が一、このラインでこれ以外の動物種（食用の非反すう哺乳動物、魚介類、海産哺乳動物等）を混合しますと、その肉骨粉等は飼料用としてもペットフード用としても出荷できないほか、本ラインでの肉骨粉製造も停止となりますのでご注意ください。
また、魚粉の製造においては、魚介類由来と哺乳動物由来の原料を混合したペットフード用肉骨粉等を製造しようとする場合、その製造ラインは、飼料用魚粉の製造ラインとは分けて個別に設置する必要があります。
4. ペットフード向けに非反すう哺乳動物や魚介類を原料とする肉骨粉等の手続に関するマニュアルを作成しましたのであわせて送付します。本マニュアルは、FAMICのホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>）においても近日中に掲載します。

担当： 畜水産安全管理課
飼料安全基準班 古川
TEL：03-3502-8181（内線：82112）

